

復興支援員と交流館の活動

☎生活支援課避難生活支援係
TEL 0243(62)0305

復興支援員活動報告

7月14日、「かながわ東北ふるさと・つなぐ会」主催の散歩カフェに参加しました。この散歩カフェは、月1回開催されていて、自然の中を歩くことが多く、気分が爽快になり心が癒やされました。参加者の半数以上が浪江の方ですので、皆さんも参加してみたいはいかがでしょうか。私は今後も参加する予定です。一緒にリフレッシュしましょう！

(JOCA東京復興支援員：石澤祥子)



散歩カフェの様子

■生活再建に不安を抱えている方は復興支援員にご相談ください

平成30年度復興支援員事業は、被災者への支援施策の変化などで生活の再建に不安を募らせている方々に、必要な相談や支援策の活用に係るサポートを行います。生活再建のための6要素（住まい、暮らし向き（就労）、健康、備え（次への災害）、人と人とのつながり、行政との関わり）に不安を抱えている方は、復興支援員にご連絡ください。

なみえ交流館（いわき市）でクラフト教室を開催しています

毎月、なみえ交流館でクラフト教室を開催しています。この教室は、浪江町（幾世橋地区）出身の志賀良子さんを講師に迎え、講師の指導の下、クラフト糸を使用してバッグ・籠・小物などを和気あいあいとしながら完成させます。参加者の皆さんは、いわき大交流フェスタや十日市祭等での作品展示を励みに頑張っています。そして、教室開催でのもう一つのお楽しみは、参加者が持ち寄る浪江町の郷土料理をみんなで食べることです。

「交流館」が町民の憩いの場になっています。皆さんの参加をお待ちしています。

(なみえ交流館復興支援員：渡部節子・佐藤可奈子)

●開催日時：毎月 第2・第4火曜日 10時～15時



クラフト教室の様子

【復興支援員連絡先】

JOCA東京

TEL 080(6294)5961 ・ TEL 080(5749)2996

JOCA東北 TEL 080(9010)6375

JOCA東北（二本松事務所） TEL 080(9011)4016

大橋 前回までに相続について一通りの説明が終わったよ。実は、民法の相続編については、改正が以前から議論されていたんだけど、その改正案が、平成30年7月に国会を通ったんだ。

うけどん へー、どんなふうになるのかな？

大橋 改正法の施行はまだ先だけど、かなり大きな改正で、みんなも知っておいた方がよい改正も含まれるから、今回以降、この改正の内容などについて説明していくよ。

自筆証書遺言の方式緩和について

大橋 自筆証書遺言については、No.12とNo.13（広報なみえ平成29年12月号・平成30年1月号）で説明したけど、その時、全文を自書しなければならぬと説明したね。

うけどん うんうん。全部自分で書くのは大変だよな。

大橋 今回の改正では、この全文を自書しなればならない点が改正され、遺言に添付する相続財産に関する目録については、自書の必要がなくなり、ワープロなどで作成し

いつか役に立つ

法律
知識

No.21



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

大橋 今回、民法の改正と一緒に、法務局における遺言書の保管等に関する法律が制定されたよ。この法律により、手数料を支払って、自筆証書遺言を法務局に預けられるようになったんだ。法務局に預けられた遺言書は、検認手続も不要だよ。

うけどん 預かってもらうと、失くしちゃうこともないから安心だね。

大橋 そうだね。紛失のおそれがあることや検認手続を経ないといけないことが自筆証書遺言のデメリットだったけど、それが無くなると自筆証書遺言がより利用しやすくなるよな。この法律の施行もまだ先だけど、施行された場合は、利用を検討した方がいいよ。

うけどん はい。大橋先生、その時はまた相談に乗ってね。

法務局における遺言書の保管